

(本約款の適用)

- 第1条** 1 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令、又は慣習によるものとします。
- 2 当ホテルは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令、及び慣習に反しない範囲で特約に応じることが出来ます。

(宿泊引受けの拒絶)

- 第2条** 当ホテルは次の場合には、宿泊の引受けをお断りする事があります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室（員）により、客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し特別な負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。
 - (7) 都道府県条例に特に指定される場合に該当するとき、宿泊者か他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(氏名等の明告)

- 第3条** 当ホテルは宿泊日に先だつて宿泊の申し込み（以下「宿泊予約の申し込み」という。）をお引受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。
- (1) 宿泊者の住所、氏名、性別、国籍及び職業。
 - (2) その他、当ホテルが必要と認めた事項。

(予約金)

- 第4条** 1 当ホテルは宿泊予約の申込みをお引受けした場合には期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日を超える場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求める事があります。
- 2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

- 第5条** 1 当ホテルは宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部、又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、団体客（ペイニングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ）の一部について、宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引受けした日）における宿泊予約人数の10%にあたる人数（端数が出た場合には、切り上げる）についてはこの限りではありません。

(違約金申し受け規定)

- (1) 一般客
 - (イ) 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人に付、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%。
 - (ロ) 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人に付、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%。
 - (2) 団体客
 - (イ) 宿泊日の9日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊代1日目の宿泊料金の10%。
 - (ロ) 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人に付、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%。
 - (ハ) 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人に付、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%。
- 2 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日当日の午後8時（あらかじめ予約到着時刻の明示がされている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。
- 3 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかった事が、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着、又は遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものである事を証明した時は、第1項の違約金はいただきません。

- 第6条** 1 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除する事が出来ます。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することになった時。
- (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限内にその支払いがないとき。
- 2 当ホテルは、前項の規定により、宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

- 第7条** 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントオフィスにおいて、次の事項を当ホテルに登録して下さい。

- (1) 第3条第1号の事項。
- (2) 外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- (3) 出発日及び時刻。
- (4) その他、当ホテルが必要と認めた事項。

(チェックインタイム)

- 第8条** 1 宿泊者が、当ホテルの客室を使用開始できる時刻（チェックインタイム）は午後4時とします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックインタイムよりも早く客室の使用に応ずる場合があります。この場合には、次に掲げるとおりの追加料金を申し受けます。
- (1) ～12:00まで 1泊室料金の全額。
 - (2) 12:00～13:00 3,000円
 - (3) 13:00～14:00 2,000円
 - (4) 14:00～16:00 1,000円

(チェックアウトタイム)

- 第9条** 1 宿泊者が、当ホテルの客室をおあけいただく時刻（チェックアウトタイム）は午前10時とします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムを超えて客室の使用に応ずる場合があります。この場合には、次に掲げるとおりの追加料金を申し受けます。
- (1) 10:00～11:00 1,000円
 - (2) 11:00～12:00 2,000円
 - (3) 12:00以降 1泊室料金の全額。

(営業時間等)

- 第10条** 当ホテル営業時間は、夜24:00をもって門限といたします。

(貴重品の扱い)

- 第11条** 貴重品は、当ホテルフロントにお預けいただけます。

(料金の支払い)

- 第12条** 1 料金の支払いは、通貨、クレジットカード、宿泊券により、宿泊者の到着の際又は、当ホテルが請求した時にフロントで行なっていただきます。
- 2 宿泊者が客室を使用したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の厳守)

- 第13条** 宿泊者は当ホテル内において当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

- 第14条** 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りする事が有ります。
- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することになった時。
 - (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

- 第15条** 1 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントオフィスにおいて宿泊の登録を行った時、又は客室に入った時のうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。
- 2 当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災、その他の理由による困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。